

13.ジェネリック医薬品を活用しよう

ジェネリック医薬品は先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。正しく理解し上手に活用すれば、薬代の節約に役立ちます。また、令和6年10月から医薬品の自己負担の新たな仕組みが始まりました。この機会にジェネリック医薬品を積極的に活用しましょう。

先発医薬品（新薬）

最初に開発・承認・発売された医薬品です。研究、開発に長い年月と莫大な費用がかかるため、製造した製薬会社には、特許権が与えられ20～25年の特許期間中、独占的に製造・販売することができます。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）

新薬と同じ有効成分を使っており、品質、効き目、安全性が同等な医薬品です。厳しい試験に合格し、厚生労働省の承認を受け、国の基準、法律に基づいて製造・販売しています。新薬に比べて開発費が少ないため、低価格になっています。

医薬品の自己負担の新たな仕組み

- ◆後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金を支払うことになります。
- ◆先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を特別の料金として患者負担額と合わせて支払うことになります。
- ◆先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

特別の料金の計算方法

例えば、先発薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を通常1～3割の患者負担とは別に支払うことになります。

先発医薬品

※医療上の必要性がある場合

保険給付

患者負担

後発医薬品

保険給付

患者負担

先発医薬品と
後発医薬品の価格差

先発医薬品

※患者が希望する場合

保険給付

価格差の1/4相当

特別の
料金

患者負担の総額

- ※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えて支払うことになります。
- ※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
- ※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発薬品との価格差で計算します。
- ※薬剤以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。